大 阪 市 長

住 所 (法人その他の団体にあっては 主たる事務所の所在地) 氏 名 (法人その他の団体にあっては その名称、代表者の氏名)

大阪市大阪シティエアターミナル内公的施設管理運営補助金交付申請書

標題の補助金について交付を受けたいので、大阪市大阪シティエアターミナル内公的施設管理運営補助金交付要綱第3条第1項の規定により、次のとおり申請します。

1 交	付を受けようとする補助	]金の額及びその算	算出の基礎
(1)	補助金の額	<u>金</u>	<u>円</u>
(2)	算出の基礎		
(3)	家屋(事務所)面積		$\underline{m}^2$
2 補	i助事業等の名称、目的	及び内容	
(1)	名称		
(2)	目的		
(3)	内容		

- 3 補助事業等の開始及び完了予定日 年 月 日~ 年 月 日
- 4 添付書類
  - (1) 事業計画書
  - (2) 収支予算書
  - (3) 中長期収支計画書
  - (4) 工事予定概要
  - (5) 固定資産税等額並びに家屋面積が確認できる書類

大阪市指令 第 号 年 月 日

様

大阪市長

大阪市大阪シティエアターミナル内公的施設管理運営補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった大阪市大阪シティエアターミナル内公的施設管理運営補助金については、次のとおり交付することとしたので、大阪市大阪シティエアターミナル内公的施設管理運営補助金交付要綱第4条第 1 項の規定により通知します。

- 1 補助金の交付額 金 円
- 2 補助金の交付の条件
  - (1) 補助事業等の内容、経費の配分又は執行計画の変更(大阪市大阪シティエア ターミナル内公的施設管理運営補助金交付要綱第7条第2項に規定する軽微な 変更を除く。)をする場合には、市長の承認を受けること。
  - (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、市長の承認を受けること。
  - (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに市長に報告してその指示を受けること。
  - (4) 市長が、補助金の適正な執行を期するため、補助事業者に対して報告を求め、 又は本市職員に当該補助事業者の事務所、事業所等に立ち入り、帳簿書類その 他の物件を検査させ、若しくは関係者に対して質問させる必要があると認めたとき は、これに協力すること。
  - (5) その他、大阪市補助金等交付規則(平成 18 年大阪市規則第7号)及び大阪市大阪シティエアターミナル内公的施設管理運営補助金交付要綱の規定を遵守すること。

#### 3 その他

本通知の決定内容(交付の条件を含む。)に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して10日以内に申請の取下げをすることができます。

 大
 第
 号

 年
 月
 日

様

大阪市長

大阪市大阪シティエアターミナル内公的施設管理運営補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった大阪市大阪シティエアターミナル内公的施設管理運営補助金については、次の理由により交付しないこととしたので、大阪市大阪シティエアターミナル内公的施設管理運営補助金交付要綱第4条第2項の規定により通知します。

(交付しない理由)

大 阪 市 長

住 所 (法人その他の団体にあっては 主たる事務所の所在地) 氏 名 (法人その他の団体にあっては その名称、代表者の氏名)

大阪市大阪シティエアターミナル内公的施設管理運営補助金交付申請取下書

年 月 日付け大阪市指令 第 号にて通知のあった大阪市大阪 シティエアターミナル内公的施設管理運営補助金の交付決定について、大阪市大阪 シティエアターミナル内公的施設管理運営補助金交付要綱第5条第1項の規定により 申請を取り下げます。

- 1 補助金交付決定通知書を受け取った日 年 月 日
- 2 取下げの理由

大 阪 市 長

住 所 (法人その他の団体にあっては 主たる事務所の所在地) 氏 名 (法人その他の団体にあっては その名称、代表者の氏名)

大阪市大阪シティエアターミナル内公的施設管理運営補助金交付請求書

年 月 日付け大阪市指令 第 号にて補助金の交付決定を受けた補助事業等について、大阪市大阪シティエアターミナル内公的施設管理運営補助金交付要綱第6条第2項の規定により、補助金を請求します。

- 1 補助事業等の名称
- 2 補助金交付請求額 (交付決定額

円

円) ※金額の前には¥を付けること

次に指定する金融機関の口座へ振り込んでください。

金融機関名称	支店名称	
預 金 種 別	口座番号	
フ リ ガ ナ		
口座名義		

#### 本市記入欄

記載事項等照合先 (契約番号等)	執行主管コード	支出命令番号
業務区分 □歳 出 [	□歳 入 □歳計	·外

大 阪 市 長

住所(法人その他の団体にあっては主たる事務所の所在地)氏名(法人その他の団体にあってはその名称、代表者の氏名)

大阪市大阪シティエアターミナル内公的施設管理運営補助金変更承認申請書

年 月 日付け大阪市指令 第 号にて補助金の交付の決定を 受けた補助事業等について、大阪市大阪シティエアターミナル内公的施設管理運営 補助金交付要綱第7条第1項の規定により、次のとおり変更の承認を申請します。

(変更する内容及びその理由)

大 阪 市 長

住 所
(法人その他の団体にあっては
主たる事務所の所在地)
氏 名
(法人その他の団体にあっては
その名称、代表者の氏名)

大阪市大阪シティエアターミナル内公的施設管理運営補助金中止・廃止承認申請書

年 月 日付け大阪市指令 第 号にて補助金の交付決定を受けた補助事業等について、大阪市大阪シティエアターミナル内公的施設管理運営補助金交付要綱第7条第1項の規定により、次のとおり中止・廃止の承認を申請します。

(中止・廃止の理由(中止の場合は、その期間))

大阪市指令 第 号 年 月 日

様

大阪市長

大阪市大阪シティエアターミナル内公的施設管理運営補助金事情変更による 交付決定取消・変更通知書

年 月 日付け大阪市指令 第 号にて交付決定した大阪市大阪シティエアターミナル内公的施設管理運営補助金について、大阪市大阪シティエアターミナル内公的施設管理運営補助金交付要綱第8条第2項の規定により、次のとおり取消・変更したので通知します。

- 1 取消し・変更の内容
- 2 取消し・変更の理由

大 阪 市 長

住 所 (法人その他の団体にあっては主たる事務所の所在地) 氏 名 (法人その他の団体にあってはその名称、代表者の氏名)

大阪市大阪シティエアターミナル内公的施設管理運営補助金実績報告書

年 月 日付け大阪市指令 第 号にて補助金の交付決定を受けた補助事業等について、大阪市大阪シティエアターミナル内公的施設管理運営補助金交付要綱第11条第1項の規定により、次のとおり実績を報告します。

- 1 補助事業等の名称
- 2 補助金の予定金額 金 円
- 3 添付書類
  - (1)補助金の交付決定額とその精算額
  - (2)収支決算書
  - (3)補助事業の実績
  - (4)領収書又は領収書に代わる根拠資料
  - (5)固定資産税(家屋)及び都市計画税(家屋)額並びに家屋面積が確認できる 書類(事業開始日の属する月が4月でない場合は不要)

# 別紙管理票

## 年度 公共機能維持にかかる補助金執行調書

単位 : 円

	要綱第2条第3項にかかる経費			<b>3</b> 1	
	(1)号	(2)号	(3)号	(4)号	計
①交付決定時公共機能維持管理費					
②実績報告時公共機能維持管理費					
③差引(①-②)					
④実績報告時の特定口座の残額					
⑤実績報告時の特定口座外の残額					
⑥利息					
⑦残額(③+④+⑤+⑥)					

## 目安参考

OCAT ビル長期修繕計画及び減価償却費から算定した予定機能維持管理費

BT,公共通路の予定機能維持管理費(①×②×③)		(千円)	
減価償却費 (千円)①		公的施設の建設比 率(%)②	非賃貸部分面積 割合(%)③
OCAT 全体の修繕費		(千円)	

(様式第 11 号)

 大 第 号

 年 月 日

様

大阪市長

大阪市大阪シティエアターミナル内公的施設管理運営補助金額確定通知書

年 月 日付け大阪市指令 第 号にて交付決定した大阪市大阪シティエアターミナル内公的施設管理運営補助金については、次のとおり補助金額を確定したので、大阪市大阪シティエアターミナル内公的施設管理運営補助金交付要綱第12条の規定により通知します。

確定金額 金 円

大 阪 市 長

住 所 (法人その他の団体にあっては 主たる事務所の所在地) 氏 名 (法人その他の団体にあっては その名称、代表者の氏名)

大阪市大阪シティエアターミナル内公的施設管理運営補助金精算書

年 月 日付け大阪市指令 第 号にて補助金の交付決定を受けた補助事業等について、大阪市大阪シティエアターミナル内公的施設管理運営補助金交付要綱第13条第2項の規定により、次のとおり精算内容を提出します。

1	精算内容	受領額	<u>金</u>	円
		支出額	<u>金</u>	円
		差引剰余額	<u>金</u>	円

### 2 添付書類

- (1) 大阪市大阪シティエアターミナル内公的施設管理運営補助金交付要綱第 11 条第1項の規定による実績報告書の写し
- (2) 補助事業の収支内容を証する書類の写し

大阪市指令 第 号 年 月 日

様

大阪市長

大阪市大阪シティエアターミナル内公的施設管理運営補助金交付決定取消通知書

年 月 日付け大阪市指令 第 号にて交付決定した大阪市大阪シティエアターミナル内公的施設管理運営補助金については、次のとおり交付決定を取り消したので、大阪市大阪シティエアターミナル内公的施設管理運営補助金交付要綱第14条の規定により通知します。

- 1 取消しの内容
- 2 取消しの理由

大 阪 市 長

住 所 (法人その他の団体にあっては 主たる事務所の所在地) 氏 名 (法人その他の団体にあっては その名称、代表者の氏名)

大阪市大阪シティエアターミナル内公的施設管理運営補助金 特定口座資金引出し申請書

標題の補助金に係る特定口座の資金について、大阪市大阪シティエアターミナル 内公的施設管理運営補助金交付要綱第 15 条第4項の規定により、次のとおり申請し ます。

1	引出す資金の額	<u>金</u>	円
2	特定口座残高	<u>金</u>	円
3	資金の用途		
4	剰余金残高	<u>金</u>	円

大 第 号 年 月 日

様

大阪市長

大阪市大阪シティエアターミナル内公的施設管理運営補助金 特定口座資金引出し許可通知書

年 月 日付けで申請のあった大阪市大阪シティエアターミナル内公的施設管理運営補助金特定口座資金引出し申請書については、次のとおり許可することとしたので、大阪市大阪シティエアターミナル内公的施設管理運営補助金交付要綱第15条第5項の規定により通知します。

- 1 資金の引出し許可額 金 円
- 2 資金の用途
- 3 資金引出しの条件
- (1)本通知で許可した引出し額について、本通知で許可した用途以外に使用してはならない。
- (2)大阪市大阪シティエアターミナル内公的施設管理運営補助金交付要綱第 11 条の規定による実績報告時に資金の使用を確認できる書類を添付すること。
- (3)その他、大阪市補助金等交付規則(平成18年大阪市規則第7号)及び大阪市大阪シティエアターミナル内公的施設管理運営補助金交付要綱の規定を遵守すること。

大第号年月日

様

大阪市長

大阪市大阪シティエアターミナル内公的施設管理運営補助金 特定口座資金引出し不許可通知書

年 月 日付けで申請のあった大阪市大阪シティエアターミナル内公的施設管理運営補助金特定口座資金引出し申請書については、次のとおり不許可とすることとしたので、大阪市大阪シティエアターミナル内公的施設管理運営補助金交付要綱第15条第6項の規定により通知します。

- 1 不許可の内容
- 2 不許可の理由